

一般社団法人清水マリン・アンド・ビーチスポーツ振興協会 会員の入退会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人清水マリン・アンド・ビーチスポーツ振興協会（以下「この法人」という。）定款第6条、第8条及び第9条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 この法人の正会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出しなければならない。

2 この法人への入会の可否は、理事会が決定する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、入会を認めない。

(1) この法人の会員であったもので、過去において除名の処分を受けたもの。

(2) この法人の会員であったもので、現在において未納会費があるもの。

(3) 暴力団その他の反社会的勢力に属するもの、または過去に属していたことがあるもの。

3 理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、賛助会員の入会については、所定の入会申込書に基づき会長もしくは担当理事が承認することにより成立する。また協力会員及び特別会員の入会については、理事会が推薦し、本人が入会を承諾することにより成立する。

5 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。

(種別)

第3条 この法人の会員は、下記の通りとする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(3) 協力会員 この法人とともに定款3条に定める事業を推進するために入会した個人又は団体

(4) 特別会員 この法人の事業に関して見識があり、この法人が推薦する個人又は団体

(会費)

第4条 入会者は、すみやかに会費規程の定めるところにより会費を支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、協力会員及び特別会員については、会費の支払を要しない。

(退会)

第5条 定款第8条、第9条、第10条に該当する会員については、退会とみなし、会員名簿から削除する。

(変更)

第6条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、2019年11月8日から施行する。